

申請に対する処分

処分名	行政財産の使用許可
根拠法令	地方自治法第238条の4第2項
所管課	総務部 管財課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる者

地方自治法第238条の4第2項の規定に基づき、奄美市公有財産管理規則（平成18年奄美市規則42号「以下「規則」という。」）第18条のいずれかに該当する場合に限り、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において行政財産を使用しようとする者

(2) 申請の方法

規則第17条に規定する「行政財産使用許可申請書」を市長（行政財産の管理者）へ提出する。

(3) 許可等の要件

規則第18条各号に掲げる基準に該当していること。

2 標準処理時間

7日